

## 介護保険法に基づく居宅介護支援事業所への一部効力停止処分

### 1. 処分を行う事業所の概要

#### 処分対象事業所

- ・事業所名 居宅介護支援事業所青空
- ・サービス種別 居宅介護支援
- ・所在地 神戸市垂水区坂上4丁目1-7-201
- ・運営法人 合同会社 かくれんぼ  
(代表社員：中村 千春)  
(所在地：神戸市須磨区北落合4丁目11-18)
- ・事業開始年月日 平成23年2月15日

### 2. 処分の内容

一部効力停止（新規受入停止3ヶ月）

### 3. 処分年月日

令和2年10月2日（金曜）

### 4. 処分効力発生年月日

令和2年11月1日（日曜）

### 5. これまでの経緯

- ・令和2年3月5日 介護保険法に基づく監査を実施
- ・令和2年4月7日 運営法人である合同会社かくれんぼに対し改善勧告交付
- ・令和2年7月8日 行政手続法に基づく弁明の機会の付与  
(弁明書提出の期限7月20日)
- ・令和2年7月30日 改善命令発出  
(改善期限8月17日)
- ・令和2年9月10日 行政手続法に基づく弁明の機会の付与  
(弁明書提出期限9月17日)

### 6. 処分を行う理由

本市が行った介護保険法の規定に基づく改善命令に対し、期限を超過したにもかかわらず、

改善が完了したことの報告が行われておらず、適正な事業運営をすることができないと認められるため。

## **7. 根拠法令**

介護保険法第 84 条第 1 項第 3 号